

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

近畿（大阪）厚生年金 事案 15078

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 8 月 20 日は 36 万円、同年 12 月 12 日は 36 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 20 日
② 平成 15 年 12 月 12 日

年金事務所の記録では、申立期間に A 社から支給された賞与の記録が無いが、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時の A 社の社会保険事務担当者から提出された当該期間の賞与に係る支給額及び厚生年金保険料が記載された資料（以下「賞与資料」という。）並びに複数の従業員から提出された当該期間に係る賞与明細書から判断すると、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、前述の事務担当者から提出された賞与資料において確認できる厚生年金保険料額から、36 万円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人から提出された A 社に係る「2003 年冬季賞与明細書」及び前述の事務担当者から提出された賞与資料により、申立人に対する平成 15 年冬季賞与は 36 万 2,600 円であり、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、申立期間②に係る賞与については、複数の従業員の口座情報によると、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に、破産管財人から賞与明細書の差引支給額と一致する額が振り込まれていることから、当時、未払となっていたことが確認できる。

また、破産管財人が保管していた資料により、A社が破産したことによる申立人に係る労働債権の額は、前述の明細書の差引支給額と一致していることが確認できる。

さらに、申立人は、「申立期間②の賞与は退職後に振り込まれたと思う。」と陳述している。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については、申立期間②に支給されるものであったことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、前述の明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、36万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保存していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（奈良）厚生年金 事案 15079

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月10日

平成16年3月10日にA社から賞与が支給されたが、年金事務所からの連絡により、その記録が年金記録に反映されていないことが判明したので、当該標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び同僚の賞与明細書により、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、A社は、「申立期間の賞与から被保険者負担割合30パーセントの厚生年金保険料を控除した。」と陳述しており、B県C市から提出された申立人に係る平成16年分の確定申告書により確認できる社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額、事業所の回答及び同僚の賞与明細書により確認できる被保険者負担割合に基づき算出した当該年の社会保険料控除額を上回っている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上述の確定申告書により推認できる厚生年金保険料控除額から、2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（奈良）厚生年金 事案 15080

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年7月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月31日から同年10月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に未加入となっていることが分かった。

私は、昭和44年6月からB社（現在は、C社）のD業務部門でE職として勤務していたが、同年7月にD業務部門が同社から分離し、A社が設立されたことに伴い、同社に転籍したが、申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料も継続して控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、B社からA社に転籍し、申立期間において同社で勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様にB社からA社に転籍した複数の同僚は、「申立期間も継続して厚生年金保険料が控除されていた。」と陳述している上、そのうち一人から提出された給料支払明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当であ

る。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は申立期間において適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿によると、同社は、昭和44年7月*日に設立されている上、複数の同僚は、「申立期間当時、A社において5人以上の従業員が継続して勤務していた。」と陳述していることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、事業主は既に亡くなっていることから不明であるものの、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 15081

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年2月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月16日から同年2月15日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に被保険者記録が無いことが判明した。昭和47年2月15日に同社を退社するまで継続して勤務していたので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る社会保険被保険者台帳及び社員名簿並びに雇用保険の記録により、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は控除していたと思う。」と回答している上、前述の社会保険被保険者台帳により、申立期間に係る標準報酬月額及び保険料控除額の記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の社会保険被保険者台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は申立人の申立期間に係る保険料を納付したとしているが、これ

を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない
と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業
主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当
時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺
事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成19年4月から20年3月までは26万円、同年4月から同年6月までは28万円、同年7月は26万円、同年8月は28万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成20年9月1日から21年5月1日までの期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、26万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の11万8,000円とされているが、申立人は、当該期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額記録を、20年9月は26万円、同年10月は28万円、同年11月及び同年12月は26万円、21年1月から同年3月までは28万円、同年4月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月19日から21年5月1日まで
年金事務所に自身の年金記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低額であることが判明した。申立期間に係る給与支払明細書を提出するので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険

給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書及び事業主から提出された賃金台帳により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成19年4月から20年3月までは26万円、同年4月から同年6月までは28万円、同年7月は26万円、同年8月は28万円、同年9月は26万円、同年10月は28万円、同年11月及び同年12月は26万円、21年1月から同年3月までは28万円、同年4月は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主から提出されたA社の預金通帳により確認できる申立期間当時、振替納付されている各月の社会保険料は、申立期間に厚生年金保険被保険者記録がある従業員全員の標準報酬月額に基づく社会保険料の合計額と一致していることが確認できる上、前述の給与支払明細書及び賃金台帳により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与支払明細書及び賃金台帳で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

近畿（兵庫）国民年金 事案 6797（兵庫国民年金事案 1582 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の平成10年10月から12年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月から12年5月まで

私は、A社で勤務していたが、入社1年後に勤務形態が変わり、常勤から午前中のパート勤務となったが、その後も2年間働いていた。

パート勤務の間、健康保険は任意継続被保険者に、年金は国民年金に加入し、それぞれの保険料を郵便局又はB金融機関C支店においてきちんと納付していた。ねんきん特別便が来るまで、申立期間の国民年金保険料は納付済みとなっていると思っていたが、免除されていることに大変驚いた。保険料の免除申請を行ったことは無いのに、申立期間がどうして申請免除期間となっているのか納得できない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

以上のことを年金記録確認兵庫地方第三者委員会（当時。以下「兵庫委員会」という。）に申し立てたが、記録の訂正は認められない旨の通知があった。

しかし、申立期間当時はお金に困っておらず、健康保険も同居の息子の扶養とならず、会社の健康保険を任意継続し、健康保険料を支払っていた。

また、前回提出した郵便局、B金融機関C支店及びD銀行（現在は、E銀行）F支店の通帳を見れば、申立期間の国民年金保険料と思われる金額が定期的に出金されていることが確認でき、口座残高及び毎月貯蓄積立てをしていたことから経済的に余裕があったことが分かるはずである。新たな資料は無いが、もう一度調査及び審議の上、申立期間の記録を申請免除期間ではなく、保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) オンライン記録において、当該期間
は申請免除期間とされている上、G県H市の収滞納一覧表においても、申請免

除期間であることを示す「シ」の記号が記載されていることが確認でき、記録に不自然な点は見当たらないこと、ii) 申立期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、国民年金保険料の収納事務が電算処理により行われていたことから、この当時における記録管理の信頼性は高いものと考えられる上、申立期間について、保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらないこと、iii) 申立人が当該期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に兵庫委員会の決定に基づき、22年5月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、前回申立時に提出した郵便局、B金融機関C支店及びD銀行F支店の通帳に申立期間の国民年金保険料と思われる金額の出金記録が見られると主張していることから、改めて当該通帳の出金記録を確認したが、申立人が指摘する出金は、いずれも申立期間に係る国民年金保険料額とは一致せず、申立人の健康保険任意継続に係る健康保険料額と一致している上、当該通帳に申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる記載は見当たらない。

また、申立人は、新たな資料は無いが、申立期間に国民年金保険料の免除申請を行ったことは無く、経済的に余裕があったので、保険料を確かに納付したと主張しているものの、自らの主張を裏付ける新たな資料等の提出は無い。

そのほかに兵庫委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

具体的な時期までは分からないが、申立期間当時、養母が私の国民年金の加入手続きを行い、その後、自宅兼事業所に来ていたA組織のB氏に国民年金保険料として現金を手渡していたことを覚えている。

私は、申立期間の国民年金保険料の納付には関与していないし、制度のことはよく分からないが、養母は、自宅兼事業所のC種保険に加入したり、私のD種保険にも加入してくれているなど、私の将来のことを考えてくれる人だったので、国民年金保険料についてもきっちりと納付してくれていたと思う。

養母は既に他界している上、領収書等は被災により自宅兼事業所が全壊したため残っておらず、申立期間の国民年金保険料の納付を示すことはできないものの、養母の性格を考えると、申立期間全てとは言えないまでも、納付できる期間の保険料については間違いなく納付してくれていたはずである。

申立期間の国民年金保険料が全て未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の国民年金被保険者に係る記載から、E県F市において昭和39年11月26日に職権により払い出されたものと推認でき、当該払出時点において、申立期間のうち、36年4月から37年9月までの国民年金保険料は、時効により納付することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、昭和37年10月から39年3月までの国民年金保険料は過年度納付、同年4月から40年3月までの保険料は現年度納付することが可能であるが、申立人は

申立期間の保険料の納付には関与しておらず、納付を担っていたとする申立人の養母は既に他界しており、当該期間の保険料の納付状況等を確認することはできない。

さらに、申立人から提出された2冊の国民年金手帳は、昭和41年及び46年に発行された手帳であり、前述の申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出時期及び国民年金保険料の納付状況を踏まえると、39年11月の払出時に発行された手帳が別途存在するはずであるが、申立人は提出した2冊の手帳以外には手帳を保管しておらず、昭和39年度までの保険料の納付状況について確認することはできない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地（F市）における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（京都）厚生年金 事案 15083

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 11 月 1 日から 49 年 7 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が厚生年金基金の記録より低い額となっている。

申立期間におけるB厚生年金基金加入員記録では標準給与月額は17万円と記録されているので、当該期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB厚生年金基金が発行した、申立人に係る平成元年2月末日現在の厚生年金基金加入員記録により、申立期間の標準給与月額は17万円であることが確認できる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の資料は処分しており、申立人の申立期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額については不明である。」と回答している。

また、B厚生年金基金は平成6年11月*日に解散しており、解散後の同厚生年金基金の記録を引き継いでいる企業年金連合会は、「当時の記録突合の処理内容を示す資料が残っていない。」と回答しているが、厚生年金基金が解散した際に厚生年金保険の記録と厚生年金基金の記録の突合が行われており、同連合会から提出された26年4月25日現在の申立人に係る「中脱記録照会（回答）」により、当該期間の標準給与月額は16万円であることが確認できる上、当該標準給与月額は、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる申立人の当該期間における標準報酬月額と一致している。

このほか、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（奈良）厚生年金 事案 15084

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 29 日から同年 10 月 15 日まで

私は、昭和 18 年に女子挺身隊員として徴用され、A職としてB社C工場に勤務した。20 年 8 月 15 日に同工場で玉音放送を聞き、同年 10 月中旬頃に指示を受け実家に帰ったと記憶している。

年金記録によると、昭和 20 年 9 月 29 日に被保険者資格を喪失しており、申立期間に係る被保険者期間が欠落しているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 20 年 8 月 15 日に、B社C工場で玉音放送を聞き、同年 10 月中旬頃に指示を受け実家に帰った。」と主張している。

しかしながら、B社C工場に係る厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、同社は、昭和 20 年 9 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、B社は、「当社C工場は、昭和 20 年 8 月 15 日の終戦により、全従業員を一旦解雇した。申立人の申立てどおりの届出を行ったかについては、当時の資料等を保管していないため、不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、B社C工場に係る被保険者名簿において、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立人と同日の昭和 20 年 9 月 29 日に同資格を喪失した 140 人のうち、連絡先が判明した 22 人に対し照会を行ったところ、回答のあった 8 人のうち 7 人は、「勤務期間は昭和 20 年 8 月頃までである。」と陳述し、そのうち 2 人は、「終戦時に全員が解雇された。」と陳述している。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者^{だいちょう} 臺帳 の資格喪失日とB社C工場に係る被保険者名簿における申立人の資格喪失日は一致している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。